

外国語学部

英語・デジタルコミュニケーション学科

国際日本学科

履修規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という）は、関西外国語大学学則（以下「学則」という）にもとづき、入学から卒業までの授業科目（以下「科目」という）の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

別表 8 教育課程表

英語・デジタルコミュニケーション学科

専門必修科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Introduction to Academic English	2				EHMS1011
Essay Writing I	2				EHMS1021
Essay Writing II		2			EHMS2021
Essay Writing III		2			EHMS2022
Academic Reading I	4				EHMS1031
Academic Reading II	4				EHMS1032
Academic Reading III		4			EHMS2031
Academic Reading IV		4			EHMS2032
Communication in English I	2				EHMS1041
Communication in English II	2				EHMS1042
Communication in English III		2			EHMS2041
Communication in English IV		2			EHMS2042
English Presentation and Discussion A			4		EHMS3051
English Presentation and Discussion B			4		EHMS3052

専門選択科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
英語学概論	4				ESLG1011
言語学研究A	4				ESLG1021
言語学研究B	4				ESLG1022
言語学研究C	4				ESLG1023
言語分析	4				ESLG1024
英語文学概論	4				ESLT1031
イギリス文学史	4				ESLT1041
アメリカ文学史	4				ESLT1051
英語文学作品研究			4		ESLT3061
Business English		4			ESBA2071
Hospitality English			2		ESBA3081
Essential Digital Skills		2			ESDS2091
Multimedia Technology		2			ESDS2101
English for Technology Careers			4		ESDS3111

専門選択科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Topics in Business and Sciences			4		ESDS3121
デジタルリテラシー	2				ESDS1131
データリテラシー	2				ESDS1132
コンピューターと社会	4				ESDS1141
メディア・スタディーズ		4			ESDS2151
プログラミング		4			ESDS2161
アートサイエンス			4		ESDS3171
デジタルシティズンシップ			4		ESDS3181
デジタル社会の情報処理論			4		ESDS3191
ビジネス統計	2				ESDS1201
ビジネス数学	2				ESDS1202
経営学概論	4				ESBA1211
経済学概論	4				ESEC1221
データ分析経済学		4			ESDS2231
会計学		4			ESBA2241
現代国際政治史	4				ESIR1251
ホスピタリティ	4				ESTO1261
英語文化圏概論	4				ESHI1271
文化人類学	4				ESAS1281
比較文化研究		4			ESAS2291
民俗学			4		ESAS3301
宗教学			4		ESAS3311
海外事情研究A			4		ESSC332A
海外事情研究B			4		ESSC332B
海外事情研究C			4		ESSC332C
海外事情研究D			4		ESSC332D
海外事情研究E			4		ESSC332E
Academic Project			4		ESSC3331
Academic Seminar I			2		ESSC3341
Academic Seminar II			2		ESSC3342
卒業研究 I				2	ESSC4351
卒業研究 II				2	ESSC4352

※ 摘要事項

- 科目の中から、3 科目以上を修得しなければならない。
- 海外事情研究 A～E は、原則として、本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

全学共通教育科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
哲学			4		GELA3191
人権問題論			4		GELA3201
憲法		4			GELA2211
民法		4			GELA2221
労働関係法		4			GELA2231
政治学		4			GELA2241
グローバル・アース		4			GELA2251
数学		4			GELA2261
心理学			4		GELA3271
科学とくらし			4		GELA3281
文学			4		GELA3291
総合科目 A			4		GELA3321
総合科目 B			4		GELA3322
総合科目 C			4		GELA3323
総合科目 D			4		GELA3324
総合科目 E			4		GELA3325
総合科目 F	2				GELA1321
総合科目 G	2				GELA1322
総合科目 H	2				GELA1323
総合科目 I	2				GELA1324
スポーツ健康科学			2		GELA3301
スペイン語 I		2			GEFL2031
スペイン語 II		2			GEFL2032
中国語 I		2			GEFL2041
中国語 II		2			GEFL2042
中国語 III		2			GEFL2043
フランス語 I		2			GEFL2051
フランス語 II		2			GEFL2052
ドイツ語 I		2			GEFL2061
ドイツ語 II		2			GEFL2062
イタリア語 I		2			GEFL2071
イタリア語 II		2			GEFL2072

全学共通教育科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
ハングル I		2			GEFL2081
ハングル II		2			GEFL2082
ロシア語		2			GEFL2091
ポルトガル語		2			GEFL2101
デンマーク語		2			GEFL2111
スウェーデン語		2			GEFL2121
ハンガリー語		2			GEFL2131
フィンランド語		2			GEFL2141
アラビア語		2			GEFL2151
ラテン語		2			GEFL2161
就業体験実習 A	2				GESC1331
就業体験実習 B	2				GESC1332
就業体験実習 C	2				GESC1333
就業体験実習 D	2				GESC1334
就業体験実習 E	1				GESC1335
ボランティア実習 A	2				GESC1341
ボランティア実習 B	2				GESC1342
ボランティア実習 C	2				GESC1343
ボランティア実習 D	2				GESC1344
ボランティア実習 E	1				GESC1345

別表 9 教育課程

表 国際日本学科

専門必修科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Introduction to Academic English	2				EHMS1011
Essay Writing I	2				EHMS1021
Essay Writing II		2			EHMS2021
Essay Writing III		2			EHMS2022
Academic Reading I	4				EHMS1031
Academic Reading II	4				EHMS1032
Academic Reading III		4			EHMS2031
Academic Reading IV		4			EHMS2032
Communication in English I	2				EHMS1041
Communication in English II	2				EHMS1042
Communication in English III		2			EHMS2041
Communication in English IV		2			EHMS2042
English Presentation and Discussion A			4		EHMS3051
English Presentation and Discussion B			4		EHMS3052
国際日本基礎演習 I	2				EHJG1051
国際日本基礎演習 II	2				EHJG1052
専門選択科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
国際日本文化論	4				JGAS1011
日本文化史	4				JGAS1012
日本の現代文化		4			JGAS2011
日本の伝統文化			4		JGAS3011
地域研究（北アメリカ）		4			JGAS2021
地域研究（ヨーロッパ）		4			JGAS2022
地域研究（アジア）		4			JGAS2023
比較文化研究			4		JGAS3021
多文化共生			4		JGAS3031
社会学	4				JGIR1011
政治学	4				JGIR1021
経済学	4				JGIR1031
法学	4				JGIR1041
国際関係 A	4				JGIR1051

専門選択科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
国際関係 B		4			JGIR2051
国際政治経済論		4			JGIR2052
ツーリズム・マネジメント	4				JGIR1061
日本語学研究 A	4				JGLG1011
日本語学研究 B		4			JGLG2011
音声学特殊講義			4		JGLG3011
言語学研究 A	4				JGLG1021
言語学研究 B	4				JGLG1022
言語学研究 C	4				JGLG1023
言語分析		4			JGLG2021
英検演習（準 1 級）	2				JGLG1031
英検演習（1 級）	2				JGLG1032
TOEFL 演習 I	2				JGLG1033
TOEFL 演習 II	2				JGLG1034
TOEIC 演習 I		2			JGLG2031
TOEIC 演習 II		2			JGLG2032
心理学			4		JGJT3011
教育心理学	2				JGJT1011
教職概論	2				JGJT1021
教育制度概論		2			JGJT2011
教育方法の理論と実践			2		JGJT3021
生徒・進路指導論			2		JGJT3031
渡日外国人児童教育			2		JGJT3041
教育相談		2			JGJT2021
日本語教授法 A		4			JGJT2031
日本語教授法 B		4			JGJT2032
日本語教育実習				2	JGJT4011
日本語教育実習演習				2	JGJT4012
日本語教育実践実習 A			2		JGJT3051
日本語教育実践実習 B			2		JGJT3052
国語学概論	4				JGNL1061
国文学概論	4				JGNL1062
日本文学史	4				JGNL1063
漢文学概論		2			JGNL2061
書道		2			JGNL2062
国語科教育法 I		4			JGNL2063
国語科教育法 II		4			JGNL2064
デジタルリテラシー	2				JGCD1011
キャリアデザイン	2				JGCD1021
キャリア形成		2			JGCD2011

専門選択科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
国際教養 A		4			JGCD2021
国際教養 B		4			JGCD2022
国際教養 C		4			JGCD2023
国際教養 D		4			JGCD2024
国際教養 E		4			JGCD2025
国際教養 F		4			JGCD2026
国際日本総合演習 I			2		JGCD3011
国際日本総合演習 II			2		JGCD3012
インディペンデント・スタディ I			2		JGCD4011
インディペンデント・スタディ II			2		JGCD4012

全学共通教育科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
哲学	4				GELA1191
人権問題論			4		GELA3201
グローバル・アース		4			GELA2251
数学		4			GELA2261
文学	4				GELA1291
総合科目 A			4		GELA3321
総合科目 B			4		GELA3322
総合科目 C			4		GELA3323
総合科目 D			4		GELA3324
総合科目 E			4		GELA3325
総合科目 F	2				GELA1321
総合科目 G	2				GELA1322
総合科目 H	2				GELA1323
総合科目 I	2				GELA1324
スポーツ健康科学			2		GELA3301
スペイン語 I		2			GEFL2031
スペイン語 II		2			GEFL2032
中国語 I		2			GEFL2041
中国語 II		2			GEFL2042
中国語 III		2			GEFL2043
フランス語 I		2			GEFL2051

全学共通教育科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
フランス語 II		2			GEFL2052
ドイツ語 I		2			GEFL2061
ドイツ語 II		2			GEFL2062
イタリア語 I		2			GEFL2071
イタリア語 II		2			GEFL2072
ハンガール I		2			GEFL2081
ハンガール II		2			GEFL2082
ロシア語		2			GEFL2091
ポルトガル語		2			GEFL2101
デンマーク語		2			GEFL2111
スウェーデン語		2			GEFL2121
ハンガリー語		2			GEFL2131
フィンランド語		2			GEFL2141
アラビア語		2			GEFL2151
ラテン語		2			GEFL2161
就業体験実習 A	2				GESC1331
就業体験実習 B	2				GESC1332
就業体験実習 C	2				GESC1333
就業体験実習 D	2				GESC1334
就業体験実習 E	1				GESC1335
ボランティア実習 A	2				GESC1341
ボランティア実習 B	2				GESC1342
ボランティア実習 C	2				GESC1343
ボランティア実習 D	2				GESC1344
ボランティア実習 E	1				GESC1345

第 2 章 単位の修得

第 1 節 授業時間

(セメスター制)

第 2 条 科目の開講方法はセメスター制とする。

- 2 本規程におけるセメスター制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は表 1 に定める。

表 1 授業時間

第 1 限		第 2 限		第 3 限		第 4 限		第 5 限		第 6 限	
9 : 00 ~ 10 : 30		10 : 45 ~ 12 : 15		13 : 15 ~ 14 : 45		15 : 00 ~ 16 : 30		16 : 40 ~ 18 : 10		18 : 20 ~ 19 : 50	
休憩	15 分	60 分		15 分		10 分		10 分			

第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目（以下「履修科目」という）について単位を修得することができる。

- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 44 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。
- 3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。
- 4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の各号に定める。
- (1) 春学期は 8 月 31 日。
- (2) 秋学期は 2 月末日。
- 5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(卒業所要単位)

第 5 条 卒業に必要な総単位数は 124 単位とし、卒業要件 1 から 3 の所要単位をすべて修得しなければならない。

- 2 英語・デジタルコミュニケーション学科の卒業要件および卒業所要単位は、表 2 に定める。

表2 英語・デジタルコミュニケーション学科卒業所要単位

区分		各学年単位数				合計
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
卒業要件 1	専門必修科目	16	16	8		40
卒業要件 2	専門選択科目	52				52
卒業要件 3	全学共通教育科目	32				32
卒業所要単位						124

- (1) 卒業要件 2 は、指定科目の中から 3 科目以上を修得し、卒業所要単位を充足しなければならない。
- (2) 卒業要件 3 として認められる単位には、全学共通教育科目、卒業要件 2 の卒業所要単位 52 単位を超えて修得した単位が含まれる。
- 3 国際日本学科の卒業要件および卒業所要単位は、表 3 に定める。

表3国際日本学科卒業所要単位

区分		各学年単位数				合計
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
卒業要件 1	専門必修科目	20	16	8		44
卒業要件 2	専門選択科目	56				56
卒業要件 3	全学共通教育科目	24				24
卒業所要単位						124

- (1) 卒業要件 3 として認められる単位には、全学共通教育科目、卒業要件 2 の卒業所要単位 56 単位を超えて修得した単位が含まれる。
- 4 3 年次終了時までに卒業所要単位を修得した場合であっても、4 年次を終了するまでは卒業できない。

(言語運用能力の到達目標)

第 6 条 卒業所要単位 124 単位とは別に、表 4 に定める言語運用能力の到達目標を達成するよう努めなければならない。

表4 学年別到達目標

年次	TOEFL	TOEIC
1 年次終了時	480 点 (iBT54 点) 以上	560 点以上
2 年次終了時	500 点 (iBT61 点) 以上	615 点以上
3 年次終了時	523 点 (iBT70 点) 以上	650 点以上
4 年次終了時	550 点 (iBT80 点) 以上	730 点以上

第 3 節 履修登録

(履修登録の定義)

第 7 条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB 学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

第 8 条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。

- 2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。
- 3 所定の期間内に履修登録を完了できない場合は、あらかじめ教務委員会に申し出て許可を得なければならない。
- 4 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、4年間の学修計画を立て、進級、卒業要件等を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。
- 5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

第 9 条 履修確認とは、WEB 学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。

- 2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。
- 3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

第 10 条 各学期に履修できる単位数は、24 単位を限度とする。ただし、次の各号に定める科目等の単位数は、各学期の履修登録単位数に算入しない。

- (1) 国際日本学科専門選択科目のうち、「日本語教育実習演習」「日本語教育実習」「日本語教育実践実習AおよびB」。
- (2) 全学共通教育科目のうち、「就業体験実習 A から E」および「ボランティア実習A から E」。
- (3) 集中講義科目。
- (4) そのほか、教務委員会が指定した科目。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が必要と判断した場合は、各学期に 24 単位を超える履修を認めることがある。

3 他学部等特別履修制度および他大学等との単位互換制度にもとづく履修科目、そのほか別に定める諸制度にもとづく履修科目の単位は、当該学期の履修登録単位数に算入する。

(最低履修科目数)

第 11 条 各学期において、卒業要件科目を 1 科目以上履修しなければならない。

(クラス指定科目)

第 12 条 クラス指定科目とは、あらかじめ履修の学期、曜日、時限等が指定されている科目のことであり、原則として指定の変更はできない。

(配当年次)

第 13 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年をいう。上位年次配当の科目は履修できないが、下位年次配当の科目は履修できる。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に教育上有益と判断した場合は、上位年次配当の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 14 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

2 原則として、履修者が 10 名未満の科目は不開講となる。この場合、新たな科目の追加履修はできない。

(履修者数の制限)

第 15 条 科目によって、クラスサイズを調整するために履修者数を制限することがある。

2 前項にもとづき、履修登録を行う前に抽選または学内成績、言語運用能力テスト結果を基に選考を行うことがある。

3 抽選または選考が必要な科目について、これを経ないで履修登録を行った場合は、当該科目の登録は無効となる。

(単位既修得科目)

第 16 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、教務委員会が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 17 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(再履修)

第 18 条 再履修とは、不合格になった科目を再度履修登録することをいう。再履修科目の履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(履修取消)

第 19 条 履修科目の取消は、原則として認めない。ただし、専門選択科目、全学共通教育科目について、やむを得ず取り消す必要がある場合は、指定された期間内に、指示された方法で、自らの責任において履修取消の手続を行わなければならない。

2 手続を行わずに放棄した科目の成績評価は、留学等学内の諸制度の選考基準となる学内成績の平均点算出時に算入する。

(授業料その他納付金未納者の履修登録の取扱)

第 20 条 授業料その他納付金の未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得することができない。

第 4 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 21 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(遅刻および早退の取扱)

第 22 条 遅刻の取扱は、授業開始後 10 分までとする。10 分を超える遅刻および早退は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 23 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

2 無断で退出した場合は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(出欠席調査)

第 24 条 出欠席調査は、所定の期間内に行う。

(調査結果の取扱)

第 25 条 出欠席調査の結果は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

(専門必修科目出席不良者に対する面談指導)

第 26 条 専門必修科目において、各学期の所定の期間内における授業回数の 2 分の 1 以上を欠席した科目が 2 科目以上の者を専門必修科目出席不良者という。

2 専門必修科目出席不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。

3 専門必修科目出席不良者への通知は、本人および保護者等連名のうえ、保護者等宛に郵送する。

(公欠)

第 27 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容 (中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む) を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 28 条 傷病等欠席とは、感染症 (学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る) を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書 (所定様式) 等を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 29 条 長期欠席とは、1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書 (所定様式) 等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

第 5 節 成績評価

(成績評価)

第 30 条 修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書 (コース・シラバス) にて公示する。

2 期末試験、授業時間内試験、追試験、卒業判定不合格者試験等の取扱は、「外国語学部試験規程」に定める。

(成績発表)

第 31 条 成績は学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

2 通知は、本人および保護者等連名のうえ、保護者等宛に郵送する。

3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

(Grade Point)

第 32 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表5に定める。

表 5 Grade Point の付与基準

成績点数	Grade Point
100 ～ 97	4.0
96 ～ 93	
92 ～ 90	3.7
89 ～ 87	3.3
86 ～ 83	3.0
82 ～ 80	2.7
79 ～ 77	2.3
76 ～ 73	2.0
72 ～ 70	1.7
69 ～ 67	1.3
66 ～ 63	1.0
62 ～ 60	0.7
59 ～ 0	0.0

(Grade Point Average)

第 33 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という) を算出する。

- GPA を算出するための対象科目 (以下「GPA 対象科目」という) は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。
- GPA の算出方法は、表 6 のとおり定める。

表 6 GPA の算出方法

GPA	(GPA 対象科目の Grade Point × 単位数) の総和
	GPA 対象科目の単位数の総和

- GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

(Letter Grade)

第 34 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 7 に定める。

表 7 Letter Grade の基準

成績点数	Letter Grade
100 ～ 97	A+
96 ～ 93	A
92 ～ 90	A-
89 ～ 87	B+
86 ～ 83	B
82 ～ 80	B-
79 ～ 77	C+
76 ～ 73	C
72 ～ 70	C-
69 ～ 67	D+
66 ～ 63	D
62 ～ 60	D-
59 ～ 0	F
単位認定科目	T

(成績評価の取扱)

第 35 条 成績評価は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

- 2 学内成績の平均点算出対象科目は、過年度の不合格科目も含めた卒業要件の対象となる全履修科目とする。
- 3 一旦不合格になった科目を次学期以降に再履修した場合は、当該科目の成績および前項の平均点は上書きされる。

(専門必修科目成績不良者に対する面談指導)

第 36 条 各学期の専門必修科目において、2 科目以上単位を修得できなかった者を専門必修科目成績不良者という。

- 2 春学期の履修科目における専門必修科目成績不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。
- 3 専門必修科目成績不良者への通知は、本人および保護者等連名のうえ、春学期成績発表時に保護者等宛に郵送する。

第 6 節 進級、留年、成績不良による退学、除籍処分

(進級)

第 37 条 進級とは、当該学年での学修を修了し、上位学年での学修を開始することをいう。進級するためには、各学年において次の各項の進級要件を充足しなければならない。ただし、本学が派遣する 1 年以上の長期留学参加者はこの限りではない。

- 2 1 年次生が 2 年次へ進級するためには、1 年次終了までに専門必修科目「Introduction to Academic English」「Academic Reading I」「Communication in English I」の 8 単位を含めて卒業要件科目 20 単位以上を修得していなければならない。
- 3 2 年次生が 3 年次へ進級するためには、「Introduction to Academic English」「Essay Writing I」「Academic Reading I および II」「Communication in English I および II」の 16 単位を含めて卒業要件科目 36 単位以上を修得していなければならない。
- 4 3 年次生が 4 年次へ進級するためには、3 年次終了までに卒業要件科目 76 単位以上を修得していなければならない。

(留年)

第 38 条 前条に定める進級要件を充足できない者は、当該年次に留年となる。

- 2 留年者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。クラスアドバイザーが GPA 等を勘案し成業の見込がないと判断した場合、面談時に退学勧奨を行うことができる。
- 3 面談指導には、保護者等を同伴させることがある。
- 4 年次にかかわらず 2 回目のおそれがあると判断された者は、成業の見込がないとみなされ、学則第 53 条第 3 項第 2 号の規定にもとづき退学処分とされることがある。
- 5 同一年次に留年が 2 回にわたる場合は、学則第 49 条第 4 号の規定にもとづき除籍する。

第 7 節 既修得単位認定の取扱

(単位認定の申請手続)

第 39 条 単位認定の手続は、入学時の教務オリエンテーション後、指定した期日までに教務部に申請しなければならない。

- 2 申請時に必要な書類は次の各号に定める。
 - (1) 出身大学または短期大学の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書。
 - (2) 既修得科目の講義概要。
 - (3) 本学所定の既修得単位認定申請書(教務部に置く)。

(認定対象科目)

第 40 条 認定対象科目は、学則第 42 条の規定にもとづき、他の大学または短期大学における既修得単位の認定にあたって、本学科目中、専門選択科目、または全学共通教育科目の中から本学が指定する科目とする。

(認定単位数)

第 41 条 既修得単位の認定は、30 単位を超えない範囲で行う。

(認定基準)

第 42 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。
 - (1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合。
 - (2) 成績評価が低い場合。
- 3 教務委員会が必要と判断した科目は、試験等を課すことがある。

第 3 章 科目の履修

第 1 節 総 則

(教育課程表)

- 第 43 条 教育課程表は、別表 8 および別表 9 に定める。
- 2 教育課程表に表記する科目番号は、科目履修の順序や学問分野の分類等を表す。学生は、学修したい分野に関して、科目番号を勘案し、主体的かつ体系的に学修計画を立てなければならない。

(科目名称)

- 第 44 条 科目の末尾に表示されているローマ数字 I から IV は、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、教務委員会が指定する特定科目および個別の許可申請により教務委員会が履修を認めた科目は、この限りではない。
- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から J は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(先修条件)

- 第 45 条 特定の科目の履修にあたっては、教務委員会が指定する科目をあらかじめ修得しておかなければならない。これを先修条件という。

(開講学期)

- 第 46 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。
- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

第 2 節 専門必修科目

(専門必修科目)

- 第 47 条 専門必修科目(英語・デジタルコミュニケーション学科 14 科目 40 単位、国際日本学科 16 科目 44 単位)は、配当年次にしたがって、卒業までに必ず修得しなければならない。
- 2 専門必修科目の履修に替えて専門選択科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、専門必修科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、専門必修科目が免除になった場合は、相応する単位数を専門選択科目の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を修得しなければならない。

(専門必修科目のクラス編成)

- 第 48 条 専門必修科目の受講クラスは、教務委員会がクラス編成テストの成績にもとづき習熟度別にクラス編成を行い、時間割を指定する。

(先修条件)

- 第 49 条 「Essay Writing I」は、「Introduction to Academic English」を修得しなければ履修できない。

第 3 節 英語・デジタルコミュニケーション学科 専門選択科目

(専門選択科目)

- 第 50 条 専門選択科目は、卒業までに 52 単位以上を修得しなければならない。
- 2 前項の卒業所要単位のうち、指定科目の中から 3 科目以上を修得しなければならない。

(指定科目の定義)

第 51 条 指定科目とは、卒業までに一定の科目数を修得しなければならない科目のことをいう。

- 2 指定科目の履修に替えて他の科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、指定科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、指定科目が免除になった場合は、相応する単位数を専門選択科目の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を修得しなければならない。

(指定科目)

第 52 条 指定科目は、「Business English」「Hospitality English」「Essential Digital Skills」「Multimedia Technology」「English for Technology Careers」「Topics in Business and Sciences」「デジタルリテラシー」「データリテラシー」「コンピューターと社会」「メディア・スタディース」「プログラミング」「アートサイエンス」「デジタルシティズンシップ」「デジタル社会の情報処理論」「ビジネス統計」「ビジネス数学」「データ分析経済学」の 17 科目とする。

- 2 前項に定める指定科目のうち、3 科目以上を卒業までに修得しなければならない。

(先修条件)

第 53 条 「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」「言語分析」は、「英語学概論」を修得しなければ履修できない。

- 2 「Business English」は、「経営学概論」を修得しなければ履修できない。
- 3 「データ分析経済学」は、「ビジネス統計」「ビジネス数学」を修得しなければ履修できない。

(「Academic Seminar」)

第 54 条 「Academic Seminar I および II」に関する履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(「海外事情研究」)

第 55 条 「海外事情研究 A から E」は、原則として、本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「卒業研究」)

第 56 条 「卒業研究 I および II」は自ら設定した特定の研究テーマについて、指導教員の指導のもと、自ら研究を進める科目であり、研究の過程、成果に対して単位の認定を行う。

- 2 当該科目は、担当教員があらかじめ承諾し、当該教員の指導のもとで研究を進めることが適当と教務委員会が判断した場合のみ、履修を認める。
- 3 履修希望者は、「卒業研究テーマおよび研究計画書[所定様式]」に、あらかじめ担当教員から承諾印を受け、3 年次秋学期の授業終了日までに、教務部へ届け出なければならない。最終的な履修可否は教務委員会が判定し、4 年次の履修登録までに通知する。
- 4 研究の成果は、原則として「I」は 2 回の研究レポート、「II」は「I」での研究を踏まえた研究論文等の成果物によって評価する。
- 5 研究レポート、研究論文の様式、提出方法等に関する必要な事項は、別途配付する「卒業研究履修要領」に定める。

第 4 節 国際日本学科 専門選択科目

(専門選択科目)

第 57 条 専門選択科目は、卒業までに 56 単位以上を修得しなければならない。

(先修条件)

第 58 条 「言語分析」は、「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」のうち、1 科目以上を修得しなければ履修できない。

(「国際日本総合演習」)

第 59 条 「国際日本総合演習 I および II」に関する履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(「日本語教育実践実習」)

第 60 条 「日本語教育実践実習 A および B」は、原則として、本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「国際教養」)

第 61 条 「国際教養 A から F」は、原則として、本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「インディペンデント・スタディ」)

第 62 条 「インディペンデント・スタディ I および II」は自ら設定した特定の研究テーマについて、指導教員の指導のもと、自ら研究を進める科目であり、研究の過程、成果に対して単位の認定を行う。

2 当該科目は、担当教員があらかじめ承諾し、当該教員の指導のもとで研究を進めることが適当と教務委員会が判断した場合のみ、履修を認める。

3 履修希望者は、「インディペンデント・スタディテーマおよび研究計画書(所定様式)」に、あらかじめ担当教員から承諾印を受け、3 年次秋学期の授業終了日までに、教務部へ届け出なければならない。最終的な履修可否は教務委員会が判定し、4 年次の履修登録までに通知する。

4 研究の成果は、原則として「I」は 2 回の研究レポート、「II」は「I」での研究を踏まえた研究論文等の成果物によって評価する。

5 研究レポート、研究論文の様式、提出方法等に関する必要な事項は、別途配付する「インディペンデント・スタディ履修要領」に定める。

第 5 節 全学共通教育科目

(英語・デジタルコミュニケーション学科生専用科目)

第 63 条 「憲法」「民法」「労働関係法」「政治学」「心理学」「科学とくらし」は、英語・デジタルコミュニケーション学科生を対象とする。

(「総合科目」)

第 64 条 「総合科目 A から I」は、人文、社会、自然科学の分野を特定せず、担当教員が授業計画書によって講義概要を決定する。

(「就業体験実習」「ボランティア実習」)

第 65 条 「就業体験実習 A から E」は、企業や自治体等での就業体験に対して単位の認定を行う。

2 「就業体験実習 A から E」の履修方法は、本学キャリアセンター、教職教育センター、国際交流部における就業体験登録者に対して教務委員会が別途指示する。

3 「ボランティア実習 A から E」は、国内外でのボランティア活動に対して単位の認定を行う。

4 「ボランティア実習 A から E」を履修するためには、実習開始の 1 か月前までに実習計画書(所定様式)を教務部に提出し、事前に教務委員会の許可を得なければならない。

- 5 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の基準は次の各号に定める。
- (1) 30 時間以上 60 時間未満の実習に対して 1 単位を認定する。
 - (2) 60 時間以上 120 時間未満の実習に対して 2 単位を認定する。
 - (3) 120 時間以上 180 時間未満の実習に対して 4 単位を認定する。
 - (4) 180 時間以上 240 時間未満の実習に対して 6 単位を認定する。
 - (5) 240 時間以上の実習に対して 8 単位を認定する。
- 6 春期休暇中に行った実習は、次年度春学期の履修科目として単位の認定を行う。4 年次学年末の春期休暇に行った実習の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を運用する。
- 7 夏期休暇中に行った実習は、当該年度秋学期の履修科目として単位の認定を行う。8 月卒業予定者の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。
- 8 当該学期の履修科目として取り扱うためには、当該学期の授業終了日までに単位認定に必要な報告書等の書類を所管部署へ提出しなければならない。
- 9 各学期間で所定の実習時間数を充足できない場合は、次学期以降に行う実習時間を加算することができる。希望者は、各学期終了までに実習継続願(所定様式)を所管部署へ提出し、教務委員会の許可を得なければならない。この場合は、実習内容を変更しても構わない。
- 10 その他、必要な事項は、「実習ハンドブック」に定める。

第 4 章 長期海外就業体験

(長期海外就業体験の定義)

第 66 条 本章で定める長期海外就業体験とは、原則として 3 か月以上の実習をいう。

(対象となる実習)

第 67 条 対象となる実習は、その目的、活動内容等について、教務委員会が適当と判断し、承認するものに限る。

(参加資格)

第 68 条 各学年において次の各号の条件すべてを充足する者に参加資格を与える。

- (1) 参加時に 2 年次生以上であること。
- (2) 2 年次生、3 年次生は、第 71 条に記載の単位認定対象科目のみで進級要件を充足できる者。
- (3) 4 年次生は、第 71 条に記載の単位認定対象科目のみで卒業要件を充足できる者。
- (4) そのほか、所轄の委員会が公示する募集要項の定める条件を充足する者。

(履修許可)

第 69 条 履修を希望する者は、実習開始の 1 か月前までに実習計画書 (所定様式) を所轄の委員会等に提出し、教務委員会の許可を得なければならない。

- 2 本学以外の各種企業、機関、団体等が企画、実施する実習は、教務委員会が事前に本章の適用の可否を判定する。

(単位の認定)

第 70 条 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号および第 2 号の規定を適用する。

- 2 単位数は、実習時間 30 時間をもって 1 単位、60 時間をもって 2 単位とする。
- 3 当該学期の授業終了日までに実習を終え、単位認定に必要な所定の書類一式を教務部へ提出した場合に限り、当該学期の履修科目として単位認定の対象とする。
- 4 学休期を利用して実施する短期の就業体験は、本規程第 65 条 (「就業体験実習」 「ボランティア実習」) の規定にもとづき単位の認定を行う。

(単位認定対象科目および単位数)

第 71 条 単位認定対象科目は、表 10、表 11 に定める。認定単位数の上限は、原則として、実習期間が 6 か月未満の場合は 20 単位、6 か月以上 1 年までの場合は 30 単位とする。

表 10 英語・デジタルコミュニケーション学科生対象長期海外就業体験単位認定対象科目

単位認定対象科目
海外事情研究 A ～ E、就業体験実習 A ～ E、総合科目 A ～ I

表 11 国際日本学科生対象長期海外就業体験単位認定対象科目

単位認定対象科目
国際教養 A ～ F、就業体験実習 A ～ E、総合科目 A ～ I

第 5 章 他学部または他大学との単位互換制度

第 1 節 他学部等特別履修制度

(対象科目)

第 72 条 履修対象科目は、開講学部等が指定する科目とする。

(申込資格)

第 73 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。ただし、教務委員会が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 74 条 1 年間に履修できる単位数は、8 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 16 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 8 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 75 条 履修を希望する者は、別に定める「他学部等特別履修生募集要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 前項による履修可否は、科目を開講する当該学部等の学生の受講人数を勘案のうえ、判定を行う。
- 3 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は、原則として認められない。

(履修期間)

第 76 条 他学部等特別履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(科目の読み替え)

第 77 条 履修科目の成績は、原則として、全学共通教育科目の単位として読み替えを行う。

- 2 資格取得等を目的とした特定の科目は、開講学部等の科目および成績を修めたものとして、開講学部等の成績証明書を発行する。

(受講料)

第 78 条 他学部等特別履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費（教材費等）は、履修生本人が負担しなければならない。

第 2 節 大阪経済大学単位互換制度

(対象科目)

第 79 条 履修対象科目は、原則として、大阪経済大学で開講される全科目とする。ただし、大阪経済大学の都合により提供されない科目がある。

(申込資格)

第 80 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

- 第 81 条 1 年間に履修できる単位数は、4 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 8 単位を限度とする。
- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 4 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

- 第 82 条 履修を希望する者は、別に定める「大阪経済大学単位互換履修生出願要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。
- 2 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は一切認められない。

(履修期間)

- 第 83 条 単位互換履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(単位の認定)

- 第 84 条 単位の認定は、大阪経済大学からの成績評価、取得単位数の通知にもとづき、学則第 40 条第 2 項の規定により本学の科目を修得したものとして行う。
- 2 原則として、全学共通教育科目として単位の認定を行う。当該科目の成績表記は「認」とし、点数表記はしない。

(受講料)

- 第 85 条 単位互換履修にともなう登録料や授業料等は、徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は履修生本人が負担しなければならない。

第 6 章 資格取得

第 1 節 日本語教員養成課程

(履修対象者)

第 86 条 日本語教員養成課程の履修対象者は、原則として国際日本学科生を対象とする。

(修了証の授与)

第 87 条 次の各号の要件をすべて充足した者に対して「修了証」を授与する。

- (1) 学則第 50 条第 4 項に定める卒業所要単位を修得し、学則第 51 条に定める学士の学位を有すること。
- (2) 日本語教員養成に関する科目のうち 36 単位以上を修得すること。
- (3) 教務委員会による修了判定に合格した者。

(履修方法)

第 88 条 日本語教員養成に関する科目の履修方法は表 12 および次の各号に定める。

表 12 日本語教員養成に関する科目の配当年次および必要単位数

科目		配当年次および単位数				備考
		1	2	3	4	
必修科目	日本語教授法 A		4			
	日本語教授法 B		4			
	日本語学研究 A	4				
	日本語学研究 B		4			
	音声学特殊講義			4		
選択必修科目	国際日本文化論	4				1 科目以上選択必修
	日本文化史	4				
	日本の現代文化		4			
	日本の伝統文化			4		
	多文化共生			4		4 単位以上選択必修
	国際日本基礎演習 I	2				
	国際日本基礎演習 II	2				
	心理学			4		1 科目以上選択必修
	教育心理学	2				
	言語学研究 A	4				1 科目以上選択必修
	言語学研究 B	4				
	言語学研究 C	4				
	言語分析		4			
	教育方法の理論と実践			2		1 科目以上選択必修
	日本語教育実践実習 A			2		
	日本語教育実践実習 B			2		
選択科目	日本語教育実習				2	
	日本語教育実習演習				2	
合計						36

- (1) 選択必修科目中、「国際日本文化論」「日本文化史」「日本の現代文化」「日本の伝統文化」のうち、1 科目以上を修得しなければならない。
- (2) 選択必修科目中、「多文化共生」「国際日本基礎演習Ⅰ」「国際日本基礎演習Ⅱ」のうち、4 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 選択必修科目中、「心理学」「教育心理学」のうち、1 科目以上を修得しなければならない。
- (4) 選択必修科目中、「言語学研究 A」「言語学研究 B」「言語学研究 C」「言語分析」のうち、1 科目以上を修得しなければならない。
- (5) 選択必修科目中、「教育方法の理論と実践」「日本語教育実践実習 A」「日本語教育実践実習 B」のうち、1 科目以上を修得しなければならない。

(日本語教育実習演習)

第 89 条 「日本語教育実習演習」を履修するには、3 年次終了時点で次の各号の要件をすべて充足していなければならない。

- (1) すべての必修科目および「国際日本文化論」「日本文化史」「日本の現代文化」「日本の伝統文化」のうち 1 科目以上、「多文化共生」「国際日本基礎演習Ⅰ」「国際日本基礎演習Ⅱ」から 4 単位以上、「心理学」「教育心理学」のうち 1 科目以上、「言語文化研究 A」「言語文化研究 B」「言語文化研究 C」「言語分析」のうち 1 科目以上、「教育方法の理論と実践」「日本語教育実践実習 A」「日本語教育実践実習 B」のうち 1 科目以上を修得していること。
 - (2) 専門教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (3) 全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (4) 日本語教員養成に関する科目の総平均点が 75 点以上あること。
 - (5) その他、教務委員会が必要と定めた要件。
- 2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に認めた場合に限り「日本語教育実習演習」の履修を認めることがある。

(日本語教育実習)

第 90 条 「日本語教育実習」を履修するには、3 年次終了時点で次の各号の要件をすべて充足していなければならない。

- (1) すべての必修科目および「国際日本文化論」「日本文化史」「日本の現代文化」「日本の伝統文化」のうち 1 科目以上、「多文化共生」「国際日本基礎演習Ⅰ」「国際日本基礎演習Ⅱ」から 4 単位以上、「心理学」「教育心理学」のうち 1 科目以上、「言語文化研究 A」「言語文化研究 B」「言語文化研究 C」「言語分析」のうち 1 科目以上、「教育方法の理論と実践」「日本語教育実践実習 A」「日本語教育実践実習 B」のうち 1 科目以上を修得していること。
 - (2) 専門教育科目の総平均点が 70 点以上あること。
 - (3) 全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (4) 日本語教員養成に関する科目の総平均点が 80 点以上であること。
 - (5) その他、教務委員会が必要と定めた要件。
- 2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に認めた場合に限り「日本語教育実習」の履修を認めることがある。

第 2 節 教職課程

(免許状の種類)

第 91 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 13 に定める。

表 13 取得できる免許状の種類および教科

学 科	免許状の種類	免 許 教 科
国 際 日 本 学 科	高等学校教諭一種免許状	国 語
	中学校教諭一種免許状	

(基礎資格および最低修得単位数)

第 92 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 14 に定める。

表 14 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基 礎 資 格		学士の学位を有すること	
教科及び教職に関する科目の最低修得単位数			
	免許法施行規則に定める単位数		本学部で定める 単位数
免許状の種類 免許法施行規則に 定める科目区分	高 等 学 校 教 諭 一 種	中 学 校 教 諭 一 種	高等学校教諭 中学校教諭 一 種（国 語）
教科及び教科の指導法に関する科目	24	28	32
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	11
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	10	12
教育実践に関する科目	5	7	7
大学が独自に設定する科目	12	4	2
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目		日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する 科目又は情報機器の操作	

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(免許取得義務)

第 93 条 免許状取得希望者は、原則として、中学校一種および高等学校一種の 2 種類を取得しなければならない。

(履修方法)

第 94 条 「教科及び教科の指導法に関する科目」等の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 15 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分等		本学科で定める 最低修得単位数	本学科開講科目	単 位 数	配 当 年 次	備考
教科及び教科の 指導法に関する科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	32	国語学概論	4	1	2科目以上を習得
			日本語学研究 A	4	1	
			日本語学研究 B	4	2	
			言語学研究 A	4	1	
	国文学（国文学史を含む。）		国文学概論	4	1	いずれか1科目 選択必修
			日本文学史	4	1	
			日本の伝統文化	4	3	
	漢文学		漢文学概論	2	2	
	書道（書写を中心とする。）		書道	2	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		国語科教育法Ⅰ	4	2	
			国語科教育法Ⅱ	4	2	

- (1) 国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」「国語科教育法 I」「国語科教育法 II」は必ず修得しなければならない。
- (2) 国語学は、「日本語学研究 A」「日本語学研究 B」「言語学研究 A」のうち、2 科目以上を修得しなければならない。
- (3) 国文学は、「日本文学史」「日本の現代文化」のうち、1 科目以上を修得しなければならない。
- (4) 「国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」は一般的包括的内容を含む。

表 16 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2		1
		教職概論	2		1
		教育制度概論	2		2
		教育心理学	2		1
		特別支援教育概論	2		3
		教育課程の意義と編成	1		2
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2		2
		総合的な学習の時間の理論と実践	1		3
		特別活動の理論と実践	2		3
		教育方法の理論と実践	2		3
		ICTの活用方法と理論	1		3
		生徒・進路指導論	2		3
		教育相談	2		2
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ	5		4
		教育実習Ⅱ		3	4
		教職実践演習（中・高）	2		4
第6欄	大学が独自に設定する科目	介護等体験実習	2		3
		学校体験活動		2	2
合 計			32	5	

- (1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
 - (2) 「特別支援教育概論」「教育課程の意義と編成」「総合的な学習の時間の理論と実践」「特別活動の理論と実践」「教育実習ⅠおよびⅡ」「教育実践演習（中・高）」「介護等体験実習」「学校体験活動」は、卒業の要件とする単位に参入しない。
 - (3) 「教育実習ⅠおよびⅡ」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含むものとする。また、「教育実習Ⅱ」は、科目等履修生などを対象とした科目である。
 - (4) 「教職実践演習（中・高）」は、教育実習履修者を対象とし、原則として4年次秋学期に開講する。
- 2 本学科における免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表17および次の各号に定める。

表 17 免許法施行規則第 66 の 6 に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学科開講科目	単 位 数	必 修	選 択	配 当 年 次	備考
定 め る 科 目 免 許 法 施 行 規 則 第 66 条 の 6 に	日本国憲法	法学	4		◎	2	日本国憲法 2 単位を 含む
	体育	スポーツ健康科学	2		◎	3	
	外国語コミュニケーション	Communication in English IV	4	○		2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	デジタルリテラシー	2		◎	1	

(1) 必修、選択の別は卒業要件による。

(2) 選択科目中、◎印の「法学」「スポーツ健康科学」「デジタルリテラシー」は、必ず修得しなければならない。

(「教育実習」履修要件)

第 95 条 「教育実習」は、3 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目のうち、3 年次配当までの必修科目をすべて修得していること。
- (2) 専門教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (3) 全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目の平均点が 70 点以上であること。
- (5) 3 年次に実施される教育実習ガイダンスにすべて出席していること。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に認めた場合に限り「教育実習」の履修を認めることがある。

3 第 1 項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 96 条 中学校教諭免許を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第 7 章 雑 則

(雑 則)

第 97 条 留学に関する単位の取扱は、「関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程」に定める。

第 98 条 本規程に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

第 8 章 改 廃

(改 廃)

第 99 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

1. 本規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程は 2025 年度入学生から適用し、2024 年度以前入学生は従前どおりとする。